

使用済自動車の再資源化等に関する法律関係手数料
条例

(趣旨)

第一条 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百二十七条の規定により、使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成十四年法律第八十七号。以下「法」という。）に基づく事務に関する手数料は、この条例の定めるところにより徴収する。

(手数料を徴収する事務等)

第二条 手数料を徴収する事務並びにその手数料の名称、額及び徴収時期は、別表に定めるところによる。

(手数料の減免)

第三条 手数料は、知事において特別の理由があると認めるときは、これを減額し、又は免除することができる。
(手数料の不還付)

第四条 既納の手数料は、還付しない。ただし、知事が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

附 則

この条例は、平成十六年七月一日から施行する。ただし、別表一の項から四の項までの規定は、平成十七年一月一日から施行する。

別表（第二条関係）

| 事務 | 名称 | 額 | 徴収時期 |
|-------------------|-------------|-----|----------|
| 一 法第四十二条第一項の規定に基づ | 引取業者登録申請手数料 | 六千円 | 登録申請のとき。 |

| | | | |
|------------------------------------|--|---|--|
| <p>く引取業者の登録 の申請に対する審 査</p> | <p>二 法第四十二条第 二項の規定に基づ く引取業者の登録 の更新の申請に対 する審査</p> | <p>三 法第五十三条第 一項の規定に基づ くフロン類回収業 者の登録の申請に 対する審査</p> | <p>四 法第五十三条第 二項の規定に基づ くフロン類回収業</p> |
| <p>料</p> | <p>引取業者登 録更新申請 手数料</p> | <p>フロン類回 収業者登録 申請手数料</p> | <p>フロン類回 収業者登録 更新申請手</p> |
| | <p>四千二 百円</p> | <p>六千百 円</p> | <p>四千二 百円</p> |
| | <p>更新申請の とき。</p> | <p>登録申請の とき。</p> | <p>更新申請の とき。</p> |

| | | | | | |
|--------------|-----------------------------------|---|--|---|---|
| 八 法第六十七條第 | 申請に對する審査 く破砕業の許可の 一項の規定に基づく | 七 法第六十七條第 一項の規定に基づく 審査 新の申請に對する 解体業の許可の更 項の規定に基づく | 六 法第六十條第二 項の規定に基づく 解体業の許可の更 新の申請に對する 審査 | 五 法第六十條第一 項の規定に基づく 解体業の許可の申 請に對する審査 | 者の登録の更新の 申請に對する審査 者 の 登 録 の 更 新 の 申 請 に 對 す る 審 査 の 数 料 |
| 破砕業許可 | 申請手数料 | 破砕業許可 | 解体業許可 更新申請手 数料 | 解体業許可 申請手数料 | 数料 |
| 七万七 | 千円 | 八万四 | 七万円 | 七万八 千円 | 許可申請の とき。 |
| 更新申請の | とき。 | 許可申請の | とき。 | 更新申請の とき。 | 許可申請の とき。 |

| | |
|--|---|
| <p>九 項の規定に基づく 破砕業の事業の範 囲の変更の許可の 申請に対する審査</p> | <p>二項の規定に基づ く破砕業の許可の 更新の申請に対す る審査</p> |
| <p>破砕業変更 許可申請手 数料</p> | <p>更新申請手 数料</p> |
| <p>七万五 千円</p> | <p>千円</p> |
| <p>許可申請の とき。</p> | <p>とき。</p> |